

# 栃木県母性衛生学会会則

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、栃木県母性衛生学会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、栃木県の婦人の健康を守り、母性の特性を円滑に遂行させるために母性保健に関する研究、知識の普及及び関係事業の発展を図り、もって県民の保健、福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 母性衛生に関する調査、研究
- (2) 母性保健事業に対する学術的並びに技術的援助
- (3) 学術講演会の開催
- (4) 関係諸団体との携帯
- (5) その他必要と認める事業

## 第2章 会 員

(組 織)

第4条 本会は、正会員と賛助会員をもって組織する。

2 正会員は、本会の趣旨に賛同し所定の手続きを経て本会に入会するものをいう。

3 賛助会員は、本会の事業に賛同し援助するものをいう。

(入 会)

第5条 本会に入会しようとするものは、別に定める入会申込書に会費を添えて本会の事務所に申し込むものとする。

(会 費)

第6条 正会員の会費は年1,000円とし、賛助会員の会費は年1口10,000円で1口以上とする。学術集会の参加費は、会員・非会員問わず1,000円とする。ただし、学生は無料とする。

(退 会)

第7条 会員が退会するときは、退会届を会長に提出するものとする。

(除 名)

第8条 会員が次の何れかに該当するときは、総会の議決を経て会長がこれを除名することができる。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、本会の目的に反する行為をしたとき
- (2) 会費を2年以上滞納したとき  
(会費の不返還)

第9条 退会し又は除名された会員の既納会費は、返還しないものとする。

## 第3章 役 員

(役 員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理 事 若干名 (うち常任理事 若干名)
- (4) 監 事 2名

(選 任)

第11条 理事及び監事は、正会員の中から総会において選任する。

2 会長及び副会長は、理事の互選により選出し、一総会の承認を得て選任する。

3 常任理事は、理事の互選による。

(職 務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が定めた順序によりその職務を代理する。

3 理事は、会務を分掌する。

4 監事は、会計を監査する。

(任 期)

第13条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じたときは、理事会においてこれを補充し、次期総会において報告するものとする。

3 補充により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第 14 条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べ、本会の事業を援助する。

## 第 4 章 会 議

(会 議)

第 15 条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会は毎年 1 回開催する。ただし、会長が特に必要と認める場合には、臨時総会を開くことができる。
- 3 理事会は、必要に応じて開催する。

(議決、承認、報告事項)

第 16 条 総会は、会員の 3 分の 1 以上の出席 (委任状を含む) をもって構成し、次の各号に掲げる事項を議決又は承認する。

事業計画及び予算の決定

事業報告及び決算の承認

会則の変更

その他本会の運営に関する重要事項

- 2 理事会は、理事の半数以上の出席をもつて構成し、次の各号に掲げる事項を議決する。

総会の議決した事項の執行に関する事項

総会に付議すべき事項

総会から委任された事項

前各号に掲げるもののほか、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(議 長)

第 17 条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(議 決)

第 18 条 会議の議事は、出席構成員の過半数の同意をもって可決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

## 第 5 章 事務所等

(事 務 所)

第 19 条 本会の事務所は、会長が所属する機関内に置く。

(事 務 局)

第 20 条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局の職員は会長が委嘱する。

## 第 6 章 会 計

(費用負担)

第 21 条 本会の運営に要する費用は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第 22 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

## 第 7 章 機 関 誌

(機 関 誌)

第 23 条 機関誌の発行は年 1 回とする。

(編集委員会)

第 24 条 機関誌の編集は編集委員長によって代表される編集委員会においておこなうものとする。

## 第 8 章 雑 則

(委 任)

第 25 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この会則は、昭和 51 年 6 月 20 日から施行する
- 2 この会則は、昭和 55 年 6 月 1 日に一部改正された
- 3 この会則は、昭和 57 年 6 月 19 日に一部改正された
- 4 この会則は、昭和 60 年 4 月 1 日に一部改正された
- 5 この会則は、平成 23 年 4 月 1 日に一部改正された
- 6 この会則は、平成 30 年 4 月 15 日に一部改正された